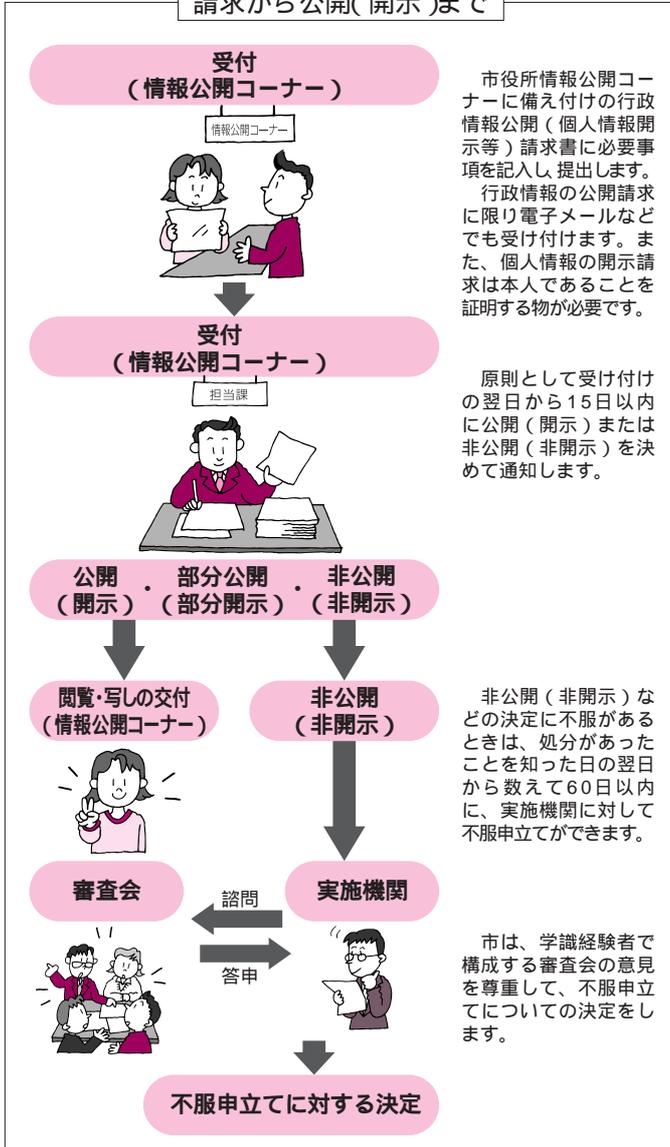


請求から公開(開示)まで



市役所2階の情報公開コーナーで請求を

表3 個人情報の開示等の件数と処理件数

区分	件数		処理状況		
	方法	件数	公開	部分公開	非公開
開示等の請求	開示	112	106	0	6
	訂正	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0
	中止等	0	0	0	0
	小計	112	106	0	6
開示等の申し出	開示	1	1	0	0
	訂正	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0
	中止等	0	0	0	0
	小計	1	1	0	0
合計		113	107	0	6

「開示の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以降の自己情報について開示などを受けようとする事。「開示の申し出」は、この条例が施行される以前の自己情報について開示などを受けようとする事をいいます。

個人情報保護を保護します

情報公開・提供コーナー

市役所二階にある情報公開コーナーでは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求を受け付けています。請求は窓口での申し込みが原則ですが、行政情報の公開請求に限り、電子メール、ファクス、郵送などでも受け付けます。

また、情報提供コーナーは、市役所二階のほか大胡・宮城・粕川支所にあり、市が作成した刊行物の閲覧やまえばしネット端末で市のホームページを見る



大胡支所の情報提供コーナー

ことができます。コピーが必要な人は、コイン式のコピー機(二面十円)が設置してありますので、ご利用ください。

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、自分の情報を見たり、正しく改めたりする権利を保障するもの。個人のプライバシーを保護し、公正で開かれた市政の推進に役立ちます。

平成十六年度の個人情報の開示請求・申し出件数は、百三十三件。十五年度の六十九件と比べると四十四件増加しました(表3のとおり)。請求のあった百十三件のうち、九十六件が市立前橋の入学試験の科目別得点を本人に開示したもので、このほかには、病医院の診療報酬明細書などの請求がありました。